

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
携帯式後方散乱X線撮像装置	G E - Z 1 3 8 5 1 2	
	作 成	令和 7 年 8 月 6 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の後方散乱型X線検査装置について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造業者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.3 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の2.3及び図2のc)によってN D S Z 8 0 1 1の1種銘板を表示する。細部は、承認図面による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造業者の規定する標準附属品のほか、調達品目表による。

6.2 承認用図面等

契約の相手方は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の**箇条6**によって、**3.3**についての承認用図面3部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してもよい。

6.3 納入書類

6.3.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品ごとに**表1**の書類を添付する。

表1－添付書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の 7.1 a) 、 7.2 a) 及び 7.3 a) による。日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	紙	
3	部品表（第1種）	1	紙	
4	品質保証書	1	紙	様式は、社内規格による。

6.3.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊補給統制本部施設部に**表2**の書類を提出する。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してもよい。

表2－提出書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の 7.1 a) 、 7.2 a) 及び 7.3 a) による。日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	紙	
3	部品表（第1種）	1	紙	
4	製品の写真	1	紙	製品及び附属品を展開した状態とする。

6.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の**8.3**による。

調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等 名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日		作 成 年 月 日	令和 7 年 8 月 6 日
仕 様 書 番 号	G E - Z 1 3 8 5 1 2		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
後方散乱型X線検査装置	V I K E N D E T E C T I O N 社 N H B T X - 1 4 0 W 7 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。	

2 構成

構成は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次によるほか，製造業者が規定する仕様及び規格による。

名称	数量	摘要
装置本体	1	カラーLCDタッチスクリーン一体構造
受像パネル	1	—

3 性能等

同等と判断する要求基準は，次による。

a) 装置本体は，次による。

- 1) X線を照射し，対象物に非接触で内部構造を画像化し，識別が可能である。
- 2) 対象物を画像化する際，X線を受け止める受像装置を不要とする。
- 3) 画面は，タッチパネルとする。
- 4) 連続使用時間は，3時間以上とする。
- 5) 透過能力は，8．5 mm以上とする。
- 6) 管電圧は，140 kV以上，出力は，7 W以上とする。
- 7) 寸法は，W285 mm以下×H200 mm以下×L 280 mm以下とする。
- 8) 質量は，4．8 kg以下（バッテリーを含む。）とする。

b) 受像パネルは，次による。

- 1) 工具を使用せずに，装置本体に取付けが可能である。
- 2) 質量は，0．6 kg以下とする。
- 3) パネルの長さは，405 mmを標準とする。
- 4) 装置本体の前面と受像パネルの間隔は，5 mm～400 mmを基準とする。
- 5) 透過力は，スチールで30 mm以上とする。

調 達 品 目 表（続き）

4 附属品

附属品は，調達要領指定書によって指定するほか，次による。ただし，製造業者の標準附属品に含まれる場合を除く。

品名	数量	規定
バッテリーパック	2	製造業者が規定する仕様及び規格とする。
充電ケーブル	1	
ストラップ	1	
輸送ケース	一式	